

## 外貨小切手等取立規定

### 1. (取立銀行の選定、小切手等の送付・取立の方法)

取立のために利用する銀行(以下「取立銀行」と称します)の選定ならびに小切手等の送付および取立の方法は、当行に一任されたものとします。

### 2. (小切手等の真正・有効性の担保)

小切手等およびこれになされた裏書等が真正かつ有効であることについては当行には何らの義務も責任もなく、小切手等およびこれになされた裏書等に偽造、変造その他の瑕疵があることによって生じた損害は、すべて貴殿のご負担とします。

### 3. (取立済・不渡通知および拒絶証書の取扱い)

取立済通知および不渡通知の方法ならびに支払拒絶証書作成の要否に関してご指定のない場合は、当行が適当と認める方法により取扱わせていただきます。

### 4. (手数料・費用)

当行および取立銀行の取立に関する手数料および費用は、貴殿にご負担いただきます。なお、貴殿ご依頼に基づくか否とにかかわらず、取立の経過照会を行った場合には、その照会のために要した手数料および費用についても同様とします。

### 5. (預り証)

(1) 取立代金を当行にある貴殿ご指定の預金勘定へ入金するご指示のある場合には、取立代金入金後は、預り証は無効とします。

(2) 取立代金を現金または送金小切手もしくは銀行小切手により貴殿へ支払うご指図のある場合には、取立依頼書の貴殿の署名または印影と同一であると認められる署名または押印が所定欄になされた預り証と引き換えに取立代金をお支払いします。

(3) 不渡等の理由で小切手等をご返却する場合には、上記(2)に準じる方法によりご返却します。

### 6. (取立代金の償還)

当行が取立代金を貴殿へお支払いした後に、取立ご依頼の小切手等の不渡り、偽造・変造等の瑕疵、外国の法令・慣習その他何らかの理由により取立銀行からの当行に対する取立代金の支払いが解消され、または取消されたことが判明したときは、貴殿にお支払いした取立代金は、小切手等の返還を待たずに直ちに当行所定の料率による付帯の利息および費用とともにお支払いいただきます。この場合に適用する為替相場は、お支払いいただく時の当行直物電信売相場とします。

### 7. (小切手等の返還)

取立地国の法令もしくは慣習またはその他の事情により小切手等を取戻すことができないときは、当行は貴殿に対し小切手等の返還義務を負わないものとし、このことから生じる損害金は、すべて貴殿のご負担とします。

### 8. (免責)

当行は、取立銀行の作為または不作為については、何らの義務も責任も負わないものとします。

### 9. (譲渡・質入れの禁止)

本取立の委託に基づく貴殿の権利は譲渡または質入れすることはできません。

### 10. (取立統一規則準拠)

以上に定めのない事項については、国際商業会議所制定の取立統一規則(1995年規則またはその後に改訂があれば改訂規則)に従って取扱うものとします。

以上

## 外貨小切手等買取規定

1. 買取した小切手等が、資金不足、偽造、支払停止またはその他のなんらかの理由により、当行が支払いを受けられない場合には、小切手等の返還を待たずに直ちに小切手等の金額とともに、当行所定の利率による利息、手数料および費用をお支払いいただきます。

2. 小切手等およびこれになされた裏書等が真正かつ有効であることについては当行には何らの義務も責任もなく、小切手等およびこれになされた裏書等に偽造、変造その他の瑕疵があることによって生じた損害は、すべて貴殿のご負担とします。

3. 小切手等の買取および取立のために要する、一切の手数料、費用、および取立が遅れた際の延滞利息は、すべて貴殿の負担とします。

4. 小切手等の買取に関して発生した損害はすべて貴殿の負担とします。

5. 以上に定めのない事項については、国際商業会議所制定の取立統一規則(1995年改訂規則またはその後に改訂があれば改訂規則)に従って取扱うものとします。

以上